

「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」 県立学校対応表 ※部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、適宜読み替えて適用する。

令和 8 年 6 月 30 日 付け 8 文科教第 681 号 通知	
『「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて』による対応	県立学校の対応
(1) ガバナンスの徹底	
○学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」であり、校外活動の移動の際の安全確保に責任を負う立場であるため、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための児童生徒の引率計画や教職員の出張について、 <u>書面等*¹による事前承認を含む安全管理を徹底すること。</u> その際、 <u>引率計画の書面等*¹には、引率を行う日程・行程、引率する児童生徒（人数・氏名）、引率者、移動手段、児童生徒が乗車する車両への同乗者、緊急時の対応方針・体制・連絡先等を記載すること。</u>	・ <u>書面等*¹による事前承認を含む安全管理を徹底すること</u> →部活動等での校外活動実施前に旅行命令書等の書類を提出し、事前承認を徹底すること。また、週休日等に試合の勝ち上がり等が想定される場合も事前に当該書面等を作成・提出し、事前承認を得ること。 〔書面等* ¹ ：校務支援システムやコミュニケーションアプリ、メールを含むICTの活用等。以下本表において同じとする。〕 ・ <u>引率計画の書面等*¹には、引率を行う日程・行程、引率する児童生徒（人数・氏名）、引率者、移動手段、児童生徒が乗車する車両への同乗者、緊急時の対応方針・体制・連絡先等を記載すること</u> →各学校においては、現在使用している引率計画書に引率を行う日程・行程、引率する児童生徒（人数・氏名）、引率者、移動手段、児童生徒が乗車する車両への同乗者、緊急時の対応方針・体制・連絡先等が含まれるよう、書式の見直しを行い、運用すること。 必要に応じて、県教育委員会作成の引率計画書のひな形を参考にする。こと。 【事前承認時における学校への提出書類】 ①旅行命令書、②引率計画書、③部活動等における移動の安全管理チェックシート（該当する場合のみ）、④見積書又は契約書等（該当する場合のみ）、⑤部活動等の輸送に係る運転誓約書（該当する場合のみ） ※届出・承認を要する行事に関しては、令和 8（2026）年 3 月 24 日 付け 学安第 764 号「県立学校管理規則第 9 条の運用等について」の一部改正について（通知）を踏まえ対応すること。 ※事前承認時における学校への提出書類については、県教育委員会からの確認・提出依頼に対応できるよう、各校において適切に保管すること。
○学校は、児童生徒の校外活動の計画について、 <u>書面等*¹により、保護者に対して事前に連絡すること。</u>	・ <u>書面等*¹により、保護者に対して事前に連絡すること</u> →保護者等に対し、事前に校外活動の計画や緊急時の連絡先を書面等で共有すること。必要に応じて、県教育委員会作成の校外活動計画書のひな形を参考にする。こと。 →校外活動の計画に変更が生じた際は、再度共有すること。
(2) 適切な事業者選定と契約の透明化・文書化	
○学校は、移動手段の手配に当たって交通事業者等を利用する際、法令に基づく許可又は登録等を受けていることを確認するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度等を参考にすると、 <u>適切に交通事業者等を選定すること。</u>	・ <u>適切に交通事業者等を選定すること</u> →「貸切バス事業者安全性評価認定制度」（HP：https://www.bus.or.jp/safety/）等を参考にすると、適切に交通事業者等を選定すること。 →「貸切バス事業者安全性評価認定制度」に認定されていない事業者に関しては、一般貸切旅客自動車運送事業許可書が交付されている事業者を選定すること。
○学校、交通事業者等ともに、事業用自動車（いわゆる緑ナンバーの車両）、家用自動車、レンタカーに限らず、 <u>当該自動車の利用前に、見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化すること。</u> 契約に関するこれらの書面については整理して保存しておくこと。	・ <u>当該自動車の利用前に、見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化すること</u> →旅行命令書等の提出時に見積書、契約書等を必ず添付すること。 ・ <u>契約に関する書面については整理して保存しておくこと</u> →見積書、契約書等の書面は、完結年度の翌年度の 6 月 1 日から起算して 2 年間は必ず学校で保存しておくこと。なお、前述の保存年限は、最低限保存しておかなければならない年限を示したものであり、他の法令等によって保存を義務づけられているものについては、義務づけられている年限まで保存しなければならない。よって、各学校長は、2 年間にかわらず、契約その他権利義務に関する文書で重要なものについては、必要と認められる期間保存しておくこと。
(3) レンタカーでの契約の在り方	
○学校は、 <u>レンタカーを利用する場合</u> 、レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず、自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行い、契約内容を明示した貸渡証を受領し、当日執行すること。	・ <u>レンタカーを利用する場合</u> →県教育委員会では、教職員等* ² が運転する自動車に生徒を乗車させることは、公仕による県有車両(スクールバス)の運転を除き、認めていない。 〔教職員等* ² ：本通知では校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員、部活動指導員に公仕を加えた者とする。以下本表において同じとする。〕 →保護者や外部指導者、OB・OG、同窓会、地域クラブ指導者等及び関係法令で認められている事業者等* ³ が運転する自動車に生徒を乗車させることは認める。
○学校は、レンタカー契約に際して、借り受ける自動車を実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間又は行先及び利用者人数並びに使用目的等をはじめ必要事項を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請すること。	〔関係法令で認められている事業者等* ³ ：家用自動車管理業を行っている事業者や国による許可を受けて労働者派遣事業又は職業紹介事業を行っている事業者等。以下本表において同じとする。〕 レンタカーを利用する場合は、以下の手順を遵守すること。 事前準備：Ⅰ 管理職の内諾を得る。 Ⅱ 運転者の確保を行う。(保護者や外部指導者等の運転者(ボランティア)の場合は、必ず誓約書を預かる。) Ⅲ 学校が借受人となってレンタカー事業者と契約を行う。 Ⅳ 事前承認を受けるための書類を学校へ提出する。 ①旅行命令書、②引率計画書、③部活動等における移動の安全管理チェックシート、 ④見積書又は契約書等、⑤部活動等の輸送に係る運転誓約書（該当する場合のみ） ※事前に引率計画や運転者の資格等及びレンタカーの安全性の確認など、管理職の承認を確実に行うこと。 利用当日：Ⅰ 教員等*⁴立会いのもと、実際に運転する者全員(運転免許証提示)と一緒にレンタカーを借りる。 Ⅱ 貸渡証は車内に必ず携帯し、レンタカー使用契約に係る約款を遵守する。 Ⅲ 部活動等における移動の安全管理チェックシートを活用する。 Ⅳ 利用後は、適切な方法でレンタカーを返却する。 ※当日出発前に引率の実施や運転者及びレンタカーの状況に関する確認を確実に行うこと。
○学校は、運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど、貸渡約款を遵守すること。	〔教員等* ⁴ ：本通知では教職員等から公仕を除いた者とする。以下本表においても同じとする。〕

令和 8 年 6 月 30 日 付け 8 文科教第 681 号 通知 『「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて』による対応	県立学校の対応
（４） 家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用 ○学校の教職員は、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、家用自動車やレンタカーを使用する場合、別添資料 4 の「安全管理チェックシート」を参考に、①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認（学校の管理職の承認）、②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認を確実に行うこと。 その際、学校の管理職は、引率計画や移動計画等について、書面等による事前承認を徹底すること。	・部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、家用自動車やレンタカーを使用する場合 →県教育委員会では、教職員等*²が運転する自動車に生徒を乗車させることは、公仕による県有車両(スクールバス)の運転を除き、認めていない。 →保護者や外部指導者、OB・OG、同窓会、地域クラブ指導者等及び関係法令で認められている事業者等*³が運転する自動車に生徒を乗車させることは認める。 自家用自動車を利用する場合は、以下の手順を遵守すること。 事前準備：Ⅰ 管理職の内諾を得る。 Ⅱ 運転者の確保を行う。(保護者や外部指導者等の運転者(ボランティア)の場合は、必ず誓約書を預かる。) Ⅲ 事前承認を受けるための書類を学校へ提出する。 (①旅行命令書、②引率計画書、③部活動等における移動の安全管理チェックシート、 ④見積書又は契約書等（該当する場合のみ）、⑤部活動等の輸送に係る運転誓約書（該当する場合のみ）) ※事前に引率計画や運転者の資格等及び自家用自動車の安全性の確認など、管理職の承認を確実に行うこと。 利用当日：Ⅰ 部活動等における移動の安全管理チェックシートを活用する。 ※当日出発前に引率の実施や運転者及び自家用自動車の状況に関する確認を確実に行うこと。 レンタカーを利用する場合は、「（３）レンタカーでの契約の在り方 学校等の対応」を参照すること。 ・「安全管理チェックシート」 →県教育委員会作成の「部活動等における移動の安全管理チェックシート」を活用すること。
（５） 運転者の手配の在り方 ○学校は、家用自動車（公共ライドシェアを除く）やレンタカーの使用の際には、学校自らの責任で、運転者を直接手配すること又は関係法令で認められている事業者等* ³ に直接依頼し、適切に契約すること。	・運転者を直接手配すること又は関係法令で認められている事業者等*³に直接依頼 →運転者を直接手配する際は、学校自らの責任で適切に行い、保護者や外部指導者、OB・OG、同窓会、地域クラブ指導者等からは「部活動等の輸送に係る運転誓約書」を必ず受領すること。また、関係法令で認められている事業者等*³に直接依頼する際は、書面により契約内容を明確にするなど、学校自らの責任で適切に契約すること。 →保護者や外部指導者、OB・OG、同窓会、地域クラブ指導者等には強制的な依頼や当番制等になることが決してないようにすること。また、運転者(ボランティア)として申し出や同意を得た場合でも、法律に抵触する金額*⁵の受け渡しは行わないこと。 〔法律に抵触する金額*⁵：運転者の発着地(学校)までの往復交通費(旅費・ガソリン代・高速道路利用料金)等の実費以上の金額〕
○学校は、その責任において手配する運転者について、使用予定の自動車に応じた適切かつ有効な運転免許を保有していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないことを事前に確認すること。	・有効な運転免許を保有していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないことを事前に確認すること →運転者を手配する際は、自動車安全運転センター(栃木県警察本部運転免許センター内)が交付する運転記録証明書や無事故・無違反証明書により人身事故歴や交通違反歴について確認することができるため、参考にすること。また、手配する運転者について、必要事項を都度確認する方法のほか、予め必要事項を確認の上で登録制として運転者リストを管理する方法も考えられるが、その場合において運転免許の有効期限や事故歴・交通違反歴等について最新の状況が反映されるよう留意すること。
○運転者の適性把握等に当たっては、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）による適性診断を活用することも考えられること。	・独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）による適性診断を活用 →各校が必要と判断した場合は、各運転者の適性診断を実施すること。
（６） 教職員等の同乗について ○学校は、学校教育等における移動に自動車を使用する場合、児童生徒の発達段階も踏まえつつ、自動車に教職員等（部活動等の場合は部活動指導員、保護者等の学校関係者も含む。）が同乗することが望ましいことを踏まえ、必要な教職員等の配置計画を立てた上で、適切に配置すること。	・自動車に教職員等（部活動等の場合は部活動指導員、保護者等の学校関係者も含む。）が同乗することが望ましい →貸切バス及びタクシー、レンタカー等を使用する際は、引率する教員等*⁴(特に正副顧問、部活動指導員)が同乗することが望ましい。やむを得ない理由で同乗ができない場合でも、学校が手配した自動車の出発前には乗車生徒の所属校職員が、「部活動等における移動の安全管理チェックシート」の項目を確認すること。
（７） 安全意識の啓発・研修等 ○学校の管理職は、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努めるとともに、国土交通省の地方運輸局等においても、教育委員会や都道府県私学担当当局その他校長会・教頭会等が学校の管理職に対して研修を実施する際に、運輸安全マネジメントの啓発を行うなど、研修への協力に努めること。	・移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努める →県教育委員会において、教員等*⁴が運転する自動車に生徒を乗車させることを認めていないことや、保護者や外部指導者、OB・OG、同窓会、地域クラブ指導者等の運転における生徒引率についての留意点等を県主催の研修会等で取り扱うため、参加を推奨する。 例：運動部活動リスクマネジメント研修会
○学校の管理職は、教職員に、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加を奨励するとともに、国土交通省の地方運輸局等においても、教育委員会や都道府県私学担当当局等が、教職員に対する安全運転講習会や研修、セミナー等を実施する際に、必要に応じて安全意識の啓発を行うなど、研修、セミナー等への協力に努めること。	・移動の安全確保に関する啓発・研修等 →県教育委員会において、教員等*⁴が運転する自動車に生徒を乗車させることを認めていないことや、保護者や外部指導者、OB・OG、同窓会、地域クラブ指導者等の運転における生徒引率についての留意点等を県主催の研修会等で取り扱うため、参加を推奨する。 例：運動部活動指導者研修会、運動部活動リスクマネジメント研修会、県立学校部活動指導員研修会
○学校は、家用自動車やレンタカーの運転による生徒の引率が想定される保護者に対して、安全に関する情報提供を行うこと。	・保護者に対して、安全に関する情報提供を行うこと →該当の保護者や外部指導員、OB・OG、同窓会、地域クラブ指導者等に対して、国や県からの最新情報を適宜提供すること。また、必要に応じて安全運転講習会や研修、セミナー等への参加を推奨する。